

【表紙】
【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成21年8月13日
【四半期会計期間】 第65期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】 日本精機株式会社
【英訳名】 NIPPON SEIKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永井 正二
【本店の所在の場所】 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
【電話番号】 (0258)24-3311(代表)
【事務連絡者氏名】 経営管理本部経理部シニア マネジャー 渡辺 桂三
【最寄りの連絡場所】 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
【電話番号】 (0258)24-3311(代表)
【事務連絡者氏名】 経営管理本部経理部シニア マネジャー 渡辺 桂三
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第65期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第64期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高 (百万円)	46,174	26,432	167,296
経常利益又は経常損失 () (百万円)	6,235	752	12,896
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() (百万円)	3,364	911	8,245
純資産額 (百万円)	88,571	82,698	81,822
総資産額 (百万円)	161,089	132,281	132,164
1株当たり純資産額 (円)	1,428.43	1,371.64	1,361.82
1株当たり四半期 (当期)純利益金額又は 四半期純損失金額() (円)	56.50	16.00	142.75
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	55.95		141.32
自己資本比率 (%)	52.35	59.11	58.74
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,590	1,141	15,384
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,971	1,033	7,911
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,938	3,439	11,210
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	26,421	24,496	20,601
従業員数 (名)	10,071	10,209	10,339

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第65期第1四半期連結累計(会計)期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	10,209
---------	--------

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	1,794
---------	-------

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
自動車及び汎用計器事業	17,333	43.8
民生機器事業	2,709	52.7
ディスプレイ事業	610	70.6
その他事業	681	54.2
合計	21,333	46.8

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 金額は、販売価格によっております。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
ディスプレイ事業	633	68.3	41	78.4
合計	633	68.3	41	78.4

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 ディスプレイ事業以外の製品は、原則として見込み生産を行っております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
自動車及び汎用計器事業	18,538	42.6
民生機器事業	2,828	54.4
ディスプレイ事業	610	70.6
その他事業	4,454	20.5
合計	26,432	42.8

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、事業等のリスクに重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間における経済情勢は、昨年秋の米国大手金融機関の経営破綻等による金融危機が实体经济に大きな影響を及ぼし、個人消費の落ち込み、設備投資の減少、雇用の悪化等、世界的に景気後退が深刻な状況となりました。

このような事業環境の下、当第1四半期連結会計期間の売上高は、26,432百万円(前年同四半期比42.8%減)、営業損失は390百万円、経常損失は752百万円、四半期純損失は911百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次の通りであります。

自動車及び汎用計器事業は、四輪車用計器、二輪車用計器、汎用計器がともに減少し、売上高18,538百万円(前年同四半期比42.6%減)、営業利益105百万円(前年同四半期比97.1%減)となりました。

民生機器事業は、アミューズメント向け基板ユニット等が減少し、売上高2,828百万円(前年同四半期比54.4%減)、営業損失105百万円となりました。

ディスプレイ事業は、液晶ディスプレイが減少し、売上高610百万円(前年同四半期比70.6%減)、営業損失517百万円となりました。

その他事業は、樹脂材料の加工・販売、自動車販売等が低迷し、売上高4,454百万円(前年同四半期比20.5%減)、営業利益101百万円(前年同四半期比4.4%減)となりました。

所在地別セグメントの状況は次の通りであります。

日本は、自動車及び汎用計器、民生機器、液晶ディスプレイ等の減少により、売上高14,142百万円(前年同四半期比37.6%減)、営業損失676百万円となりました。

米州は、四輪車用計器、二輪車用計器が減少し、売上高4,006百万円(前年同四半期比51.0%減)、営業損失41百万円となりました。

欧州は、四輪車用計器、二輪車用計器が減少し、売上高1,904百万円(前年同四半期比51.4%減)、営業利益47百万円(前年同四半期比52.9%減)となりました。

アジアは、四輪車用計器、二輪車用計器、アミューズメント向け基板ユニット等が減少し、売上高6,378百万円(前年同四半期比44.1%減)、営業利益253百万円(前年同四半期比83.3%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ116百万円増加し、132,281百万円となりました。これは流動資産で受取手形及び売掛金が4,063百万円減少しましたが、現金及び預金が3,865百万円、投資その他の資産で投資有価証券が774百万円増加したこと等によります。

負債は、前連結会計年度末に比べ759百万円減少し、49,582百万円となりました。これは流動負債で短期借入金が4,262百万円増加しましたが、支払手形及び買掛金が5,551百万円減少したこと等によります。

純資産は、利益剰余金が1,527百万円減少しましたが、評価・換算差額等が増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ875百万円増加し、82,698百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失711百万円の計上、仕入債務の減少等がありましたが、売上債権の減少、その他の負債の増加等により、1,141百万円の収入超過(前第1四半期連結会計期間は3,590百万円の収入超過)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産取得による支出1,088百万円等により、1,033百万円の支出超過(前第1四半期連結会計期間は1,971百万円の支出超過)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の増加4,223百万円等により、3,439百万円の収入超過(前第1四半期連結会計期間は1,938百万円の支出超過)となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は24,496百万円となりました。

(4) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

この基本方針において示されている会社法施行規則は、平成21年3月27日法務省令第7号(平成21年4月1日施行)の内容を反映させております。当社は、平成19年5月17日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。)及びこれに付随する当社株券等の買付け等に関するルール(以下、「旧TKKルール」といいます。)の導入を決定の上、同日付で公表しております。

旧TKKルールの有効期限は、平成21年6月30日までとなっておりますが、当社は、旧TKKルール導入以降の法令改正等も踏まえ、平成21年5月15日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号(2))として平成21年7月1日をもちまして旧TKKルールに所要の変更を行った上で(以下、変更後のTKKルールを「本TKKルール」といいます。)、継続することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

主な変更点は、独立委員会に対する情報提供期間の明確化を行ったことです。その他の変更点は、文章全体の整理(内容の重複を解消・用語を統一)、旧TKKルール導入以降の法令改正等や判例の動向を踏まえた変更等に留まっております。

なお、会社法及び金融商品取引法、これらに関する規則、政令、内閣府令及び省令、金融商品取引所規則並びにガイドライン等(以下、総称して「法令等」といいます。)に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があり、これらが施行された場合には、本TKKルールにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

[1] 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。また、当社を支配する者の在り方は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものであり、国内外に様々な株主の皆様を有する当社としては、特定の者又はグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式(以下「支配株式」といいます。)の取得行為が行われるに際して、株主の皆様十分に情報が提供される等、その適切な判断がなされる環境を整えることが大切であると考えております。

しかしながら、当社支配株式の取得行為の中には、株主の皆様に対して事前に当該支配株式の取得行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様が当該支配株式の取得行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間を確保しないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さない態様のものも想定されます。

当社は、上記のように、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さない態様の当社支配株式の取得は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断し、かかる考え方をもち、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

[2] 基本方針の実現に向けた当社の取組み

当社は、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を向上させるための取組みとして、下記1.の経営ビジョン「NEMS 433」の実行に取り組むとともに、当社株券等について大量買付行為がなされた際にそれに対する評価が透明性・客観性をもって行われ、国内外の株主の皆様や投資者に適切に開示がなされるように取り組んでおります。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある大量買付行為は困難になると考えられ、これらの取組みは、上記[1]の基本方針の実現に資するものであると考えております。

1. 経営ビジョン「NEMS 433」の実行及びグローバルでの事業の強化・拡大

当社は、2007年度から新たな経営ビジョン「NEMS 433」(NEMSとは、日本精機(NS)型のEMS(Electronics Manufacturing Service)をいいます。)をスタートいたしました。

「NEMS 433」は、「NEMS」をさらに進化させていくことで、当社グループの成長を図ることを目標としております。具体的には、実装・接続技術を核に、金型、成型、表示などの当社保有の多様な技術を組み合わせた相乗効果により、付加価値の高い技術・製品を創り出すことで、事業の拡大に取り組んでまいります。

なお、「433」の「4」は「4つの大切」、「33」は「売上高3,000億円、利益300億円を目指す」をそれぞれ意味しております。

「4つの大切」には、「志」(目標達成のためには、強い意志が大切)、「社会」(社会の責任ある存在として、株主の皆様との良好な関係の構築や法令遵守、環境保全に努めることが大切)、「お客様」(事業発展のためには、常にお客様の満足を高めていくことが大切)、「人」(企業は人なりという考え方のもと、当社グループで働く全ての人が能力を存分に発揮できる仕組み・環境をつくるのが大切)という考え方が込められています。

また、当社は、「顧客の立場に立って、価値の高い製品を提供することにより、社会の繁栄に貢献する」という経営理念の下、企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

社会が今まで以上に速く激しく変化していく中、当社では、その変化に素早く適応し、また、変化を先取りすることで、当社の経営理念が実現されると考えています。そのために、当社は技術開発力の強化に取り組んでおります。当社グループの持続的な成長のためには、製品仕様を高度化し、グローバルで製造・販売していくためのコスト・技術・物流・サービス等の「もの造り総合力」を絶えず変化・進化させていくことが不可欠であります。

また、当社グループが中長期的に飛躍を遂げていくためには、グローバルでの事業の強化・拡大は欠かすことができません。そのために、当社では、製造・販売拠点の拡充はもとより、多様な社会・文化を理解し、グローバル社会の中で受け容れられ、また、貢献していくことが、当社グループにとっての企業価値の向上に資するものと考えております。

そして、企業は社会的存在であるとの認識のもと、株主の皆様や顧客、取引先、従業員、地域社会などと当社との良好な関係が、当社グループの成長を支え、企業価値を高めるものであると考えております。

このように当社グループは、株主の皆様をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会などと当社との良好な関係を企業価値の源泉としており、グローバル社会での責任ある存在としての自覚を持ち、「もの造り総合力」を高度化していくことにより、企業価値の増大を図ってまいります。

このように、当社では、この「4つの大切」を経営の根幹に据え、「NEMS」により技術の高度化と製品の付加価値の向上を図るとともに、グローバルに事業展開することで、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益の更なる向上を図ってまいります。

[3] 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、経営ビジョン「NEMS 433」に加えて、当社を支配する者の在り方につき、当社の株主の皆様が十分な情報を得た上で適切な判断をするために必要な情報提供がなされることを確保するための手続として、本TKKルールを定めることといたしました。

具体的には、当社株券等の大量買付行為(後記の [3] (2) (i)において定義されます。以下同じとします。)がなされ、又はなされようとする場合には、まずは、当社経営陣から独立した社外監査役等から構成される独立委員会が、当該大量買付行為について、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するか否かという観点から、情報収集、評価及び検討等を行い、その結果を基にした独立委員会としての意見を、株主の皆様に開示することといたしております。

なお、本TKKルールは、大量買付行為がなされた際の当社における手続の透明性・客観性を高めることを目的としており、新株予約権又は新株の無償割当て等を用いた具体的な対抗措置について定めるものではありません。当社取締役会は、大量買付行為がなされた場合に、本TKKルール違反のみを理由として直ちに新株予約権又は新株の無償割当て等の対抗措置を發動する予定はございませんが、善管注意義務を負う受託者として、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に資するよう適切に対応していく所存です。

(1) 本TKKルールの定める手続の概要

当社は、当社株券等の大量買付行為がなされようとする場合には、これに先立ち、当社経営陣から独立した当社社外監査役及び社外有識者(即ち、会社経営者、官庁出身者、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又はこれらに準ずる者)からなる独立委員会が、情報収集、その評価及び検討並びに株主の皆様に対する意見表明を行うことが適切であると判断し、そのための手続として、以下の内容の本TKKルールを制定いたしました。

(2) 本TKKルールの定める手続の内容

(i) 本TKKルールの適用対象

本TKKルールは、以下 乃至 のいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為(以下、併せて「大量買付行為」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合に適用されます。 乃至 に該当する大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」といいます。)には、予め本TKKルールに従っていただくこととします。

当社が発行する株券等¹について、当社の特定の株主の株券等保有割合²が20%以上となる買付けその他の取得³

当社が発行する株券等⁴について、当社の特定の株主の株券等所有割合⁵及びその特別関係者⁶の株券等所有割合の合計が20%以上となる当該株券等の公開買付け⁷

上記 又は に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数の場合を含みます。以下本 において同じとします。)(但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような当該他の株主に限ります。)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁸を樹立する行為⁹(以下「協調的大量買付行為」といいます。)

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される「株券等」をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます。))は、当該特定の株主の共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。))、以下同じとします。)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。
- 3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」をいいます。 において同じです。
- 5 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される「株券等所有割合」をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下同じとします。

- 7 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」をいいます。
- 8 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- 9 上記 所定の行為がなされたか否かの判定は、独立委員会が合理的に行うものとします。なお、独立委員会は、当該 の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当該他の株主に対して本基本情報に準じた情報を提供していただくよう要請することがあります。

(ii) 「独立委員会」の設置

当社は、本TKKルールに従った手続を進めるにあたり大量買付者が基本方針に照らして不適切な者でないかを客観的に判断するための機関として、当社経営陣から独立した社外監査役等で構成される独立委員会を設置します。独立委員会は、大量買付者に対する事前の情報提出の要請、大量買付行為の内容の検討・判断、それに基づく意見を株主の皆様へ情報公開すること等を予定しており、これにより当社株券等の大量買付行為に関する手続の客観性・透明性を高めることを目的としています。独立委員会規則の概要については、別紙(1)をご参照下さい。独立委員会は、上記(i)に定める大量買付行為が判明した後、速やかに招集されるものとします。

(iii) 本TKKルールの内容

ア. 必要情報の提供

独立委員会は、当社取締役会の同意を得ることなく上記(i)に定める大量買付行為を行う大量買付者に対し、大量買付行為に先立ち、当社に対して、別紙(2)に定める、当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を提出するよう、独立委員会招集後遅滞なく要請します。大量買付者は、当該要請を受領した日から起算して、5営業日以内に、本必要情報を当社に対して提出するものとします。なお、独立委員会は、大量買付者が独立委員会に提出した情報が本必要情報として不十分であると判断する場合には、大量買付者から情報提出を受けた日から起算して、5営業日以内に、大量買付者に対して追加情報の提出を要請することができるものとします。この場合、大量買付者は、当該要請を受領した日から起算して、5営業日以内に、必要な追加情報を当社に対して提出するものとします。また、本TKKルールに基づく本必要情報の提出その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限るものとします。

イ. 大量買付行為の内容の精査・検討・大量買付者との交渉・代替案の提示

独立委員会は、大量買付者から本必要情報(追加情報の提出が要請された場合、追加情報を含むものとします。)が全て提出された場合、当社取締役会に対しても、大量買付者が本必要情報を全て提出した日から起算して、30日以内を限度として独立委員会が定める期間内に大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他適宜必要と認める情報を提出するよう求めることができるものとします。また、独立委員会は、必要に応じ、当社の顧客、取引先、従業員、労働組合等の利害関係者にも意見を求めることができるものとします。

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から上記のとおり的情報を受領した日から起算して、最長60日間が経過するまでの間(但し、独立委員会は、下記ウ.のとおり、最長90日を限度としてかかる期間を延長することができるものとします。以下、「検討期間」といいます。)、大量買付行為の内容の精査・検討、当社取締役会による代替案の精査・検討、大量買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

独立委員会の判断が、企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等)の助言を得ることができるものとします。

なお、独立委員会は、大量買付者から本必要情報が提出された事実、及び、本必要情報その他の情報のうち株主の皆様に対して開示することが適切であると判断するものにつき、適時適切に開示します。

ウ. 独立委員会による意見等の情報開示

独立委員会は、原則として、当初の検討期間の間に、大量買付者による大量買付行為が、別紙(3)記載の不適切な大量買付行為に係る要件のいずれかに該当するか否かについて判断するものとし、その判断結果及び理由を、株主の皆様に対し適時適切に開示するものとします。

他方、独立委員会は、当初の検討期間終了時まで、上記の判断を行うに至らない場合には、その旨を開示した上で、大量買付行為の内容の検討等に必要とされる範囲内で、最長90日を限度として検討期間を延長することもできるものとします。

() 本TKKルールの改廃等

本TKKルールの発効日は、平成21年7月1日から2年間とします。

但し、当社取締役会は、有効期間中であっても、本TKKルールについて随時、再検討を行い、改廃することが可能であることとします。

別紙(1)

独立委員会規則の概要

- (1) 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- (2) 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外監査役、(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
当該有識者は会社経営者、官庁出身者、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者又はこれらに準ずる者とする。
- (3) 独立委員会委員の任期は、2年間とする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- (4) 独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 1. 当社株券等の買付けが、TKKルールの適用対象となる協調的大量買付行為に該当するか否かの判断
 2. 大量買付者が独立委員会に提出すべき本必要情報の内容の決定及び本必要情報の提出要請(大量買付者が独立委員会に提出した情報が本必要情報として不十分であると独立委員会が判断する場合には、大量買付者に対して追加情報の提出を要請することを含みます。)
 3. 大量買付者より本必要情報が全て提出された場合に、当社取締役会に対しても所定の期間内に大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他適宜必要と認める情報の提出を要請すること(当社取締役会が独立委員会に提出した情報が、独立委員会の意見表明のために必要な情報として不十分であると独立委員会が判断する場合には、当社取締役会に対して追加情報の提出を要請することを含みます。)
 4. 大量買付行為の内容の精査・検討
 5. 当社取締役会から大量買付行為に対する代替案が示された場合には、かかる代替案の精査・検討
 6. 検討期間の延長
 7. 当社の費用負担において、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等)の助言を得ること
 8. 大量買付者から本必要情報が提出された事実、本必要情報その他の情報のうち株主の皆様に対して開示するのが適切と判断する事項及び大量買付行為に対する意見等の情報開示
 9. 別途独立委員会が行うことができるものと当社取締役会が定めた事項
- (5) 独立委員会の各委員は、前(4)に記載される事項を行うにあたっては、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- (6) 代表取締役社長又は各独立委員会委員は、大量買付行為がなされた場合その他いつでも、独立委員会を招集することができる。
- (7) 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行うことができる。

以上

本必要情報

本必要情報の具体的内容は大量買付者の属性及び大量買付行為の内容により異なりますが、一般的項目の一部は以下のとおりです。

- (1) 大量買付者及びそのグループ(大量買付者の大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位10名)、重要な子会社・関連会社、共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)組合員その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。)の詳細(具体的名称、経歴又は沿革、会社又は団体の目的、事業内容、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、過去10年以内における法令違反行為の有無(及びそれが存する場合にはその概要)、役員等の氏名、職歴及び所有株式の数、過去における法令違反行為の有無(及びそれが存する場合にはその概要)その他の会社等の状況等、及び直近2事業年度の財政状態及び経営成績その他の経理の状況等を含みます。)
- (2) 大量買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- (3) 大量買付行為の目的、方法及び内容(大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実行に関する蓋然性、大量買付行為の後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。また、大量買付行為の後に当社株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及び内容を含みます。)
- (4) 大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。))を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ。))の有無並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- (5) 大量買付行為における価格の算定の基礎及び経緯(算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容及びその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)
- (6) 大量買付行為に要する資金の調達状況及び当該資金の調達先の概要(当該資金の提供者(実質的提供者(直接であるか間接であるかを問いません。))を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する具体的取引の内容を含みます。)
- (7) 大量買付者が大量買付行為の完了後に取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- (8) 支配権取得又は経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の完了後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策(組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性を含みます。)
- (9) 純投資又は政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由(長期的な資本提携を目的とする政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要性を含みます。)
- (10)大量買付行為の完了後における当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- (11)大量買付行為に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性
- (12)大量買付行為の完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の遵守の可能性
- (13)反社会的勢力及びテロ関連組織との関連性の有無(直接であるか間接であるかを問いません。))及び関連が存する場合にはその詳細
- (14)当社の少数株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (15)その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

以上

不適切な大量買付行為の要件

- (1) TKKルールにつきその重要な点において違反し、かつ、独立委員会がその是正を書面により要求した後10営業日以内に当該違反が是正されない場合
- (2) 大量買付行為の主たる目的が、下記に掲げる行為等であるため、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれのある場合
 - ・真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等を買集め、その買集めた株券等について当社若しくはその関係者に対して高値で買取りを要求する行為(いわゆるグリーンメイラー)
 - ・当社の犠牲の下に大量買付者の利益を図ることを目的として、当社の経営を一時的に支配して当社の重要な資産等(知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を含みますが、これらに限られません。)を廉価に取得し、これを大量買付者やそのグループ会社等に移譲する等の経営を行うような行為
 - ・当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ・当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (3) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株券等を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株券等を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追及しようとするものである場合
- (4) 大量買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け(第一段階の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、又は上場廃止等による株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で公開買付け等の株券等の買付けを行う等、株主の皆様は株券等の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為)、部分的公開買付け(当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け)などに代表される、構造上株主の皆様は判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合、又は大量買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (5) 大量買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大量買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (6) 大量買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (7) 大量買付行為の条件(対価の価額・種類、大量買付行為の時期、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実行の蓋然性、大量買付行為の後に於ける当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社の利害関係者に対する対応方針等を含みます。)が当社の企業価値に鑑みて不十分又は不適切な大量買付行為である場合
- (8) 当社の企業価値を生み出す源泉となる当社の顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの関係を破壊することとなる重大なおそれがある大量買付行為である場合
- (9) その他(1)乃至(8)に準じる場合で、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を毀損するおそれのある行為と判断される場合

以上

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は668百万円であります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

短・中期的には、世界同時不況の影響は避けられませんが、将来の需要回復及び成長市場の拡大を見据えて、もの造り総合力の強化、組織効率の向上、グループ各社の役割・機能の再編・強化を推進し、競争力基盤の強化を図ってまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、ベトナム・ニッポンセイキ社を連結の範囲に含めたことにより設備が増加しております。

当該設備の状況は、以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額 (百万円)				従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具・器具 及び備品	合計	
ベトナム・ ニッポンセ イキ社	ベトナム ハノイ市	自動車及び 汎用計器事 業	自動車用計 器類製造設 備	200	210	12	423	389

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	220,000,000
計	220,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	60,855,470	60,855,470	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は1,000株で あります。
計	60,855,470	60,855,470		

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成15年10月15日発行)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	533
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	582,513
新株予約権の行使時の払込金額(円)	915
新株予約権の行使期間	平成15年11月4日～平成22年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 915 資本組入額 458
新株予約権の行使の条件	注1
新株予約権の譲渡に関する事項	注2
代用払込みに関する事項	注3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権付社債の残高(百万円)	533

(注) 1 本新株予約権の一部を行使することはできない。また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には当該期限の利益喪失事由発生の日以後、本新株予約権を行使することができないものとする。

2 本社債については、いかなる場合においても、社債部分と新株予約権とを分離して譲渡することができない。

3 本新株予約権を行使したときは、その本新株予約権が付与された本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとみなす。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日		60,855,470		14,470		6,191

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(注) 当第1四半期会計期間において、フィデリティ投信株式会社および同社グループ1社から、平成21年4月28日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成21年4月21日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	4,259	7.00
エフエムアール エルエルシー	米国 02109 マサチューセッツ州 ボストン、デヴォンシャー・スト リート82	3,230	5.31
計		7,489	12.31

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,850,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 56,293,000	56,293	
単元未満株式	普通株式 712,470		
発行済株式総数	60,855,470		
総株主の議決権		56,293	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式383株及び、証券保管振替機構名義の株式650株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本精機株式会社	新潟県長岡市東蔵王 2丁目2番34号	3,850,000		3,850,000	6.33
計		3,850,000		3,850,000	6.33

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	930	966	1,036
最低(円)	609	794	880

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,535	20,669
受取手形及び売掛金	20,034	24,097
有価証券	301	298
商品及び製品	6,976	6,990
仕掛品	3,024 ₃	2,973
原材料及び貯蔵品	10,988	10,970
その他	4,626	5,080
貸倒引当金	198	190
流動資産合計	70,289	70,891
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	12,538	11,778
機械装置及び運搬具(純額)	9,732	9,621
工具、器具及び備品(純額)	4,103	3,788
土地	14,145	14,088
リース資産(純額)	506	280
建設仮勘定	732	1,762
有形固定資産合計	41,758 ₁	41,319 ₁
無形固定資産		
のれん	64	72
その他	1,205	1,201
無形固定資産合計	1,270	1,274
投資その他の資産		
投資有価証券	17,106	16,332
その他	1,889	2,377
貸倒引当金	33	31
投資その他の資産合計	18,963	18,678
固定資産合計	61,991	61,272
資産合計	132,281	132,164

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,455	21,007
短期借入金	21,144	16,882
未払法人税等	602	552
賞与引当金	574	1,393
役員賞与引当金	54	-
製品補償損失引当金	886	900
受注損失引当金	41	-
その他	5,785	4,607
流動負債合計	44,544	45,345
固定負債		
社債	533	533
長期借入金	288	316
退職給付引当金	2,050	2,084
役員退職慰労引当金	415	439
負ののれん	205	213
その他	1,545	1,408
固定負債合計	5,037	4,996
負債合計	49,582	50,341
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,470	14,470
資本剰余金	6,685	6,686
利益剰余金	66,655	68,183
自己株式	6,697	6,697
株主資本合計	81,113	82,642
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,039	1,219
為替換算調整勘定	4,962	6,230
評価・換算差額等合計	2,923	5,010
少数株主持分	4,507	4,190
純資産合計	82,698	81,822
負債純資産合計	132,281	132,164

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	46,174	26,432
売上原価	37,221	22,764
売上総利益	8,953	3,668
販売費及び一般管理費		
従業員給料	1,605	1,412
貸倒引当金繰入額	38	-
賞与引当金繰入額	202	108
役員賞与引当金繰入額	85	54
製品補償損失引当金繰入額	4	2
退職給付引当金繰入額	6	13
役員退職慰労引当金繰入額	15	16
その他	2,952	2,450
販売費及び一般管理費合計	4,910	4,058
営業利益又は営業損失()	4,042	390
営業外収益		
受取利息	134	83
受取配当金	80	65
負ののれん償却額	40	24
持分法による投資利益	3	-
為替差益	1,860	-
その他	159	194
営業外収益合計	2,279	367
営業外費用		
支払利息	70	48
為替差損	-	675
その他	16	4
営業外費用合計	87	729
経常利益又は経常損失()	6,235	752
特別利益		
固定資産売却益	7	47
その他	-	2
特別利益合計	7	50
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	4	8
たな卸資産評価損	527	-
その他	0	-
特別損失合計	532	9
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	5,710	711
法人税、住民税及び事業税	2,461	166
法人税等調整額	369	25
法人税等合計	2,091	141
少数株主利益	253	59
四半期純利益又は四半期純損失()	3,364	911

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	5,710	711
減価償却費	1,817	1,638
のれん償却額	32	16
賞与引当金の増減額(は減少)	635	818
役員賞与引当金の増減額(は減少)	85	51
退職給付引当金の増減額(は減少)	0	42
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	19	24
貸倒引当金の増減額(は減少)	34	2
製品補償損失引当金の増減額(は減少)	4	14
受注損失引当金の増減額(は減少)	-	41
受取利息及び受取配当金	214	148
支払利息	70	48
為替差損益(は益)	1,003	296
持分法による投資損益(は益)	3	-
投資有価証券売却損益(は益)	-	0
有形固定資産売却益	7	47
有形固定資産処分損	4	9
有価証券評価損益(は益)	-	3
投資有価証券評価損益(は益)	0	-
売上債権の増減額(は増加)	1,469	5,426
たな卸資産の増減額(は増加)	1,092	789
その他の資産の増減額(は増加)	223	23
仕入債務の増減額(は減少)	2,203	7,072
その他の負債の増減額(は減少)	2,409	1,923
小計	5,853	1,345
利息及び配当金の受取額	221	148
利息の支払額	69	53
法人税等の支払額	2,415	299
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,590	1,141

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	19	19
定期預金の払戻による収入	48	48
有価証券の取得による支出	3,360	-
有価証券の売却による収入	3,570	-
有形固定資産の取得による支出	1,349	1,088
有形固定資産の売却による収入	108	159
無形固定資産、投資その他の資産の増減額（は増加）	104	47
投資有価証券の取得による支出	860	4
投資有価証券の売却による収入	-	3
貸付けによる支出	4	86
貸付金の回収による収入	2	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,971	1,033
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	434	4,223
長期借入金の返済による支出	374	126
リース債務の返済による支出	0	4
自己株式の純増減額（は増加）	1,238	1
配当金の支払額	657	541
少数株主への配当金の支払額	102	111
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,938	3,439
現金及び現金同等物に係る換算差額	460	158
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	140	3,705
現金及び現金同等物の期首残高	26,238	20,601
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	43	188
現金及び現金同等物の四半期末残高	26,421	24,496

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1 連結の範囲の変更	ベトナム・ニッポンセイキ社は重要性が増したため、当第1四半期連結会計期間から連結の範囲に含めることといたしました。
2 会計方針の変更	完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手したソフトウェア開発契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の現実性が認められるものについては進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を、その他のものについては完成基準を適用しております。この変更による影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
(四半期連結貸借対照表関係)	前第1四半期連結会計期間末において、一括掲記しておりました「有形固定資産」については、「土地」が資産総額の100分の10を超えたため、当第1四半期連結会計期間末よりそれぞれの資産を示す名称を付した科目をもって区分掲記しております。なお、前第1四半期連結会計期間末の「有形固定資産」に含まれる「建物及び構築物(純額)」、「機械装置及び運搬具(純額)」、「工具、器具及び備品(純額)」、「土地」、「リース資産(純額)」及び「建設仮勘定」はそれぞれ12,874百万円、11,468百万円、4,364百万円、14,380百万円、9百万円及び1,085百万円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 76,074百万円</p> <p>2 保証債務 連結会社以外の会社に対して次のとおり保証を行っております。 (被保証先) (保証金額) (内容) 日精工程塑料(南通) 115百万 銀行借入金 有限公司</p> <p>3 損失が見込まれる受注契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる受注契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は仕掛品41百万円であります。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 73,823百万円</p> <p>2 保証債務 連結会社以外の会社に対して次のとおり保証を行っております。 (被保証先) (保証金額) (内容) 日精工程塑料(南通) 118百万 銀行借入金 有限公司</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<p>現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成20年6月30日現在)</p> <p>現金及び預金勘定 26,460百万円</p> <p>預入期間3ヶ月を超える定期預金 39 "</p> <p>現金及び現金同等物 26,421百万円</p>	<p>現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年6月30日現在)</p> <p>現金及び預金勘定 24,535百万円</p> <p>預入期間3ヶ月を超える定期預金 39 "</p> <p>現金及び現金同等物 24,496百万円</p>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	60,855

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	3,850,383

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月15日 取締役会	普通株式	541	9.5	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	自動車及び汎用計器事業 (百万円)	民生機器事業 (百万円)	ディスプレイ事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	32,285	6,208	2,076	5,603	46,174		46,174
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高				2,042	2,042	(2,042)	
計	32,285	6,208	2,076	7,645	48,216	(2,042)	46,174
営業利益(又は営業損失)	3,584	489	222	106	3,958	84	4,042

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

- (1) 自動車及び汎用計器事業.....四輪車用計器、ヘッドアップディスプレイ、二輪車用計器、汎用計器、各種センサー
- (2) 民生機器事業.....OA・情報機器操作パネル、空調・住設機器コントローラー、FA・アミューズメントユニットASSY、高密度実装基板EMS
- (3) ディ스플레이事業.....液晶表示素子・モジュール、有機EL表示素子・モジュール
- (4) その他事業.....自動車販売、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売

3 当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号(平成18年7月5日))を適用しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して当第1四半期連結会計期間の「自動車及び汎用計器事業」及び「民生機器事業」における営業利益はそれぞれ33百万円、40百万円減少し、「ディスプレイ事業」における営業損失は6百万円増加しております。

4 当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第18号(平成18年5月17日))を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。なお、この変更によるセグメント情報に与える影響は軽微であります。

5 当第1四半期連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号(平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日))を早期に適用しております。なお、この変更によるセグメント情報に与える影響は軽微であります。

6 当第1四半期連結会計期間より法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号)及び(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年4月30日 財務省令第32号))を契機にして耐用年数の見直しを行い、機械装置について、耐用年数の短縮を行っております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第1四半期連結会計期間の「自動車及び汎用計器事業」及び「民生機器事業」における営業利益はそれぞれ22百万円、2百万円減少し、「ディスプレイ事業」における営業損失及び「その他事業」における営業利益はそれぞれ45百万円、0百万円増加しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	自動車及び 汎用計器 事業 (百万円)	民生機器 事業 (百万円)	ディスプレ イ事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	18,538	2,828	610	4,454	26,432		26,432
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高			16	1,515	1,531	(1,531)	
計	18,538	2,828	626	5,970	27,963	(1,531)	26,432
営業利益(又は営業損失)	105	105	517	101	415	25	390

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

- (1) 自動車及び汎用計器事業.....四輪車用計器、ヘッドアップディスプレイ、二輪車用計器、汎用計器、各種センサー
- (2) 民生機器事業.....OA・情報機器操作パネル、空調・住設機器コントローラー、FA・アミューズメントユニットASSY、高密度実装基板EMS
- (3) ディスプレイ事業.....液晶表示素子・モジュール、有機EL表示素子・モジュール
- (4) その他事業.....自動車販売、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売

3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。なお、この変更によるセグメント情報に与える影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	22,672	8,168	3,917	11,415	46,174		46,174
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,901	77		1,989	11,968	(11,968)	
計	32,573	8,245	3,917	13,405	58,142	(11,968)	46,174
営業利益	1,695	635	101	1,524	3,958	84	4,042

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
(1) 米州.....米国・ブラジル
(2) 欧州.....英国・オランダ
(3) アジア.....中国・タイ・インドネシア
3 当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号(平成18年7月5日))を適用しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して当第1四半期連結会計期間の「日本」における営業利益は81百万円減少しております。
4 当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第18号(平成18年5月17日))を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。なお、この変更によるセグメント情報に与える影響は軽微であります。
5 当第1四半期連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号(平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日))を早期に適用しております。なお、この変更によるセグメント情報に与える影響は軽微であります。
6 当第1四半期連結会計期間より法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号)及び(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年4月30日 財務省令第32号))を契機にして耐用年数の見直しを行い、機械装置について、耐用年数の短縮を行っております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第1四半期連結会計期間の「日本」における営業利益は70百万円減少しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	14,142	4,006	1,904	6,378	26,432		26,432
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,386	5		1,360	6,752	(6,752)	
計	19,528	4,011	1,904	7,738	33,184	(6,752)	26,432
営業利益(又は営業損失)	676	41	47	253	415	25	390

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
(1) 米州.....米国・ブラジル
(2) 欧州.....英国・オランダ
(3) アジア.....中国・タイ・インドネシア・台湾・ベトナム
3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。なお、この変更によるセグメント情報に与える影響は軽微であります。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	米州	欧州	アジア	計
海外売上高(百万円)	8,289	4,146	12,659	25,094
連結売上高(百万円)				46,174
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	18.0	9.0	27.4	54.3

- (注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高の合計額であります。
2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
3 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
(1) 米州.....米国・カナダ・ブラジル
(2) 欧州.....英国・イタリア・フランス
(3) アジア.....中国・タイ・インドネシア

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	米州	欧州	アジア	計
海外売上高(百万円)	4,044	2,082	7,582	13,709
連結売上高(百万円)				26,432
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	15.3	7.9	28.7	51.9

- (注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高の合計額であります。
2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
3 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
(1) 米州.....米国・カナダ・ブラジル
(2) 欧州.....英国・フランス・イタリア・ドイツ
(3) アジア.....中国・タイ・インドネシア・台湾・ベトナム

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	6,858	10,280	3,421
計	6,858	10,280	3,421

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1,371.64円	1,361.82円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期 連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	82,698	81,822
普通株式に係る純資産額(百万円)	78,190	77,632
差額の主な内訳(百万円) 少数株主持分	4,507	4,190
普通株式の発行済株式数(千株)	60,855	60,855
普通株式の自己株式数(千株)	3,850	3,849
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(千株)	57,005	57,006

2 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	56.50円	1株当たり四半期純損失金額	16.00円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	55.95円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	3,364	911
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	3,364	911
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	59,558	57,005
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	582	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	541百万円
1株当たりの金額	9円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成21年6月29日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月12日

日本精機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 原 浩 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五 十 嵐 朗

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 本 直 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本精機株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本精機株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月12日

日本精機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 朗

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野本直樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本精機株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本精機株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。